

弓削商船高等専門学校 課外活動の在り方に関する方針

校長裁定

制定 令和2年9月17日

1. 課外活動は、学校教育の一環として行われる教育活動であり、学生の自主的・自発的な参加により行われる活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
2. 課外活動は、学生同士や学生と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学生自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学生の多様な学びの場として、また活動の様子の観察を通じた学生の状況理解等、その教育的意義は高い。
3. 課外活動は、本校の校訓である「みなぎる気力と、たゆまぬ努力で、めざそう、悔いなき学生生活」を目指す上でも、コミュニケーション力、チームワーク力、リーダーシップ、協調性といった豊かな人間性を育む効果的な活動である。
4. 課外活動は、学生の自主的・自発的な参加となるように学生のニーズの多様性にも留意しつつ、学生が参加しやすいように実施形態等を工夫するとともに、学生の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、学生のバランスのとれた生活や成長に配慮する。
5. 課外活動は、クラブ顧問等にとって過大な負担とならないように、学生とクラブ顧問等の合意形成により、無理のない適切な活動目標や活動計画を定めるものとする。